

## 平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会 議事録

■日時 平成27年5月28日（木）午前11時06分～午前11時57分

■場所 都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

### ■出席委員

片谷委員、木村委員、黒田委員、小堀委員、齋藤委員、佐々木委員、杉田委員、寺島委員、野部委員、平手委員、藤倉委員、町田委員、森川委員、守田委員、義江委員、

### ■議事内容

#### 1 会長等の選任

⇒○第18期東京都環境影響評価審議会委員による最初の総会であるため、会長の選任等が行われた。

○委員の互選の結果、片谷委員が会長に就任した。

○会長の指名により、各委員が所属する部会が決定した。

○各部会に所属する委員の互選の結果、町田委員が第一部会長に、平手委員が第二部会長に就任した。

○会長の指名により、町田第一部会長が会長代理に、部会長の指名により、小堀委員が第一部会長代理に、坂本委員が第二部会長代理に就任した。

#### 2 諮問

(1) 「(仮称) 東京港臨港道路南北線建設計画」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

(2) 「(仮称) 東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会

速 記 録

平成27年5月28日（木）

都庁第二本庁舎10階 207・208会議室

(午前11時06分開会)

○宇山アセスメント担当課長 それでは、これから「東京都環境影響評価審議会」を始めさせていただきますと思います。

本日は委員の皆様方にはお忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は第18期委員によります初めての環境影響評価審議会になりますので、事務局からまず委員の皆様を御紹介させていただきますと思います。

初めに、前期から引き続き就任された16名の委員を、五十音順で御紹介させていただきますと思います。

片谷教孝委員でございます。

○片谷委員 片谷でございます。よろしくお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 木村富士男委員でございます。

○木村委員 木村です。よろしくお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 黒田道子委員でございます。

○黒田委員 黒田でございます。よろしくお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 小堀洋美委員でございます。

○小堀委員 よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 寺島孝一委員でございます。

○寺島委員 寺島でございます。よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 野部達夫委員でございます。

○野部委員 よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 平手小太郎委員でございます。

○平手委員 平手でございます。よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 藤倉まなみ委員でございます。

○藤倉委員 藤倉です。おくれまして済みませんでした。

○宇山アセスメント担当課長 町田信夫委員でございます。

○町田委員 町田です。よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 守田優委員でございます。

○守田委員 守田です。よろしくお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 義江龍一郎委員でございます。

○義江委員 義江です。よろしくお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 また、本日欠席されておりますが、大塚直委員、坂本慎一委員、谷川昇委員、西川豊宏委員、羽染久委員にも委員の就任をお願いしてございます。

次に、今期から新たに就任された委員を御紹介させていただきます。

齋藤利晃委員でございます。

○齋藤委員 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 佐々木裕子委員でございます。

○佐々木委員 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 杉田文委員でございます。

○杉田委員 杉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 森川多津子委員でございます。

○森川委員 森川でございます。よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 また、本日欠席されておりますが、池邊このみ委員にも就任をお願いしてございます。

第18期の審議会は、ただいま御紹介させていただきました21名の委員による構成となります。なお、本来であれば、本日お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、机上にお配りさせていただいてございます。大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、東京都側の出席者を御紹介させていただきます。

遠藤環境局長でございます。

○遠藤環境局長 遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 鈴木政策調整担当部長でございます。

○鈴木政策調整担当部長 鈴木でございます。どうぞよろしくお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 佐藤アセスメント担当課長でございます。

○佐藤アセスメント担当課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 川道オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長でございます。

○川道オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 川道でございます。よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 申しおくれましたが、私、アセスメント担当課長の宇山でござ

ございます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、遠藤環境局長から御挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

○遠藤環境局長 おはようございます。改めまして、環境局長の遠藤でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を18期の環境影響評価審議会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。先ほど宇山のほうから御紹介申し上げましたように、17期に引き続いて16名の委員の先生方に御就任をいただいております。さらに今期から新たに5名の先生方に委員をお引き受けいただき、21名の体制で環境影響評価に係る審議をお願いすることになりました。よろしくお願いいたします。

東京都の環境影響評価制度につきましては、御存じのとおり、昭和56年から始まりまして、既に三十数年の実績を積み重ねております。この間、300件を超える案件の審査を審議会にお願いをしてまいりました。都内で実施される大規模事業につきましては、あらかじめ環境に与える影響を調査、予測、評価するという本制度の特徴的な手続を通じまして、環境配慮の実施により、良好な都市環境の形成にこれまでも大きく貢献してきたものと考えております。今後も地球環境に配慮した事業が実施されるよう、委員の皆様方には、審議会で活発な御意見、御議論をいただきまして、的確な審議をしていただければと思っております。

東京都では、昨年12月に東京都長期ビジョンというものを策定いたしました。2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機に、東京が直面する諸課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現を基本目標としております。とりわけ環境分野では、スマートエネルギー都市の創造や水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現などの政策を掲げておりまして、世界一の環境先進都市・東京を目指すということにしております。こうした取り組みを進める上でも、アセス制度の適切な運用がますます重要なものとなってきておるところです。

東京都といたしましても、今後とも良好な都市環境を築いていくように努めてまいりますので、皆様方におかれましては、それぞれ御専門の立場から都の環境影響評価制度をよりよく運用していくために、よろしく御指導をいただければと思っております。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 遠藤局長は、他の公務のため、これで退席をさせていただきます。

(遠藤環境局長退室)

○宇山アセスメント担当課長 それでは、恐縮ですけれども着席させていただいて、進行させていただきたいと思います。

それでは、改めまして、これより平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会を開催させていただきたいと思います。

本日は、18期の委員の皆様による初めての会議でございますので、会長が選任されるまでの間は、私のほうで進行役を務めさせていただきます。

現在、委員21名のうち16名の出席をいただいております、定足数を満たしてございます。なお、本日傍聴の申し出はございません。

本日は、初めに会長を選任していただきまして、その後、部会の構成、部会長の選任の後、会長代理の指名、部会長代理の指名を行っていただきたいと存じます。

それでは、会長の選任をお願いしたいと思います。会長の選任につきましては、東京都環境影響評価条例第73条によりまして、委員の互選ということになっております。どなたかいかがでございましょうか。

(町田委員挙手)

町田委員、お願いいたします。

○町田委員 会長の選任ということでございますが、前17期におきまして、第一部会長をお務めになりました片谷委員にお引き受けいただければと思います。片谷委員はアセスについては幅広い知識と豊富な御経験をお持ちでございますので、ぜひ御就任いただければと思います。推薦させていただきます。よろしくお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 ありがとうございます。

ただいま会長に片谷委員をとの御推薦がありましたけれども、いかかでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宇山アセスメント担当課長 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、会長には片谷委員に御就任をお願いしたいと思います。

片谷会長、どうぞ会長席のほうにお移りいただきますよう、お願いいたします。

(片谷委員、会長席に移動)

○宇山アセスメント担当課長 それでは、片谷会長に御就任の御挨拶をいただきたいと存じます。

○片谷審議会会長 御指名いただきました桜美林大学の片谷でございます。

実は前任の会長と比べますと、はるかに若輩でございます。ここにも私よりずっと先輩の諸先生方が御列席の中で、このような役を仰せつかまりましたことは、大変僭越ではございますけれども、今、町田委員が御紹介くださいましたように、アセスメントに関しましては、かなり長いことやってきておりまして、最初のアセス法ができるより前からある県で審査をしておりまして、実は、昨日自分で数えてみましたら、5つの都県市で全部足すと通算48年も審査をしているということに気づきました。

したがって、経験だけはたくさんあるかと思っておりますが、小島前会長と違いました、学術的な実績等はほとんど何もないような立場の人間でございますので、こういう学術と実務の境界にあるような仕事をうまくコントロールできるかどうかというのは、自信のないところでございますけれども、何とか過去の経験を生かしまして、東京都のアセスメント制度がより充実としたものになるように、活動というのを何とか担ってまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方の御協力をぜひともお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 ありがとうございます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、片谷会長にお願いをいたします。

○片谷審議会会長 では、初めに委員の皆様を第一部会、第二部会、それぞれに御所属いただく必要がございます。この部会への所属につきましては、東京都環境影響評価審議会規則、お手元の資料にもとじられておりますけれども、その第3条に記載がございまして、会長が指名するということになっております。もちろん私の一存だけでは決めきれないところがございまして、事務局からの提案も受けまして、皆様の御所属を示させていただくことにいたしました。

前期17期から再任でお務めいただいている委員の皆様方には、引き続き17期と同じ部会に所属していただくということになりますので、よろしく願いいたします。なお、黒田委員と寺島委員は、前期から第一部会、第二部会の両部会に併任で御就任いただいております。今期も併任でお願いしたいと思っておりますので、大変時間的な御負担が多くて恐縮でございますけれども、よろしく願いいたします。

続きまして、新たに就任されました委員の皆様ですけれども、齋藤委員と森川委員には、第一部会に所属していただきます。池邊委員、佐々木委員、杉田委員のお三方には、第二部会に御所属いただくということにさせていただきたいと思っておりますので、御了解のほどよろし

くお願いいたします。

私が会長に指名されましたので、第一部会と第二部会の両方に所属するというので、全ての会議に出席することは恐らくできないと思いますけれども、できる限り両方の部会に出席して、部会長が進行していただくのを、できるだけ補助させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

任期は今回切り替わりましたけれども、審議が継続している案件については、切り替わるというわけにはまいりませんので、現在審議中の案件、各部会に付託されております案件につきましては、それぞれの部会におきまして、引き続き継続して御審議いただくということになりますので、両部会長、各部会に御所属の委員の皆様方は、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

それでは、今、申し上げました所属部会が記載されました委員名簿を事務局から配付をお願いいたします。

(委員名簿配付)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

ご覧いただきまして、御自身のお名前、所属、御担当分野等につきまして、何か記載上の誤り等がありましたら、お申し出いただきたいと思いますと思いますが、いかかでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、次に第一部会及び第二部会の部会長の選任について、お諮りいたします。

部会長の選任につきましての規定は、東京都環境影響評価審議会規則の第3条にございまして、部会に所属する委員の互選と規定されております。したがって、本来のやり方といたしましては、それぞれの部会が開催されたときに、部会ごとにお決めいただくというのが通常のやり方になりますけれども、今日は両部会の委員の皆様方に御出席いただいておりますので、この場をおかりする形で、ここで部会長の選任を行いたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、御了解をいただけましたので、この総会におきまして、部会長の選任をそれぞれの部会のメンバーの方々の合意によって、進めさせていただきたいと存じます。



部会長の選任の方法でございますけれども、互選ということですが、従来より事務局に提案をしていただいているという慣例のようなものもございまして、できましたら、今回もその方法で行きたいと思いますが、事務局から部会長選任に関する御提案があれば、お願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 部会長につきましては、前期、17期に第一部会の部会長代理を務めていただきました町田委員、第二部会で部会長代理を務めていただきました平手委員にお願いするという事は、いかがでございましょうか。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

事務局から御提案をいただきました。前期に部会長代理をお務めいただいた委員に部会長をお願いしてはどうかという御提案でございます。

では、第一部会長から順に選任を行います。

第一部会に所属されている委員は、大塚委員、小堀委員、齋藤委員、谷川委員、野部委員、町田委員、森川委員、守田委員、義江委員、それから、両部会併任の黒田委員と寺島委員ということでございます。今、お名前を申し上げました委員の皆様方にお諮りいたしますが、事務局提案の町田委員を第一部会長にという提案でございますけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、第一部会御所属の委員の皆様のお賛同をいただきましたので、第一部会長は町田委員にお願いしたいと存じます。

続きまして、第二部会長の選任を行います。

第二部会に所属されます委員は、池邊委員、木村委員、坂本委員、佐々木委員、杉田委員、西川委員、羽染委員、平手委員、藤倉委員、及び両部会併任をお願いしております黒田委員と寺島委員ということでございます。今、お名前を申し上げました委員の皆様方に、第二部会長の選任についてお諮りをいたします。

事務局からの御提案は、平手委員を第二部会長にということでございますけれども、第二部会御所属の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、皆様のお賛同をいただきましたので、第二部会長は平手委員に御就任をいただくこ

とをお願いしたいと存じます。

町田委員、平手委員の御両名は、部会長席に移動をお願いいたします。

(町田委員、第一部会長席に移動)

(平手委員、第二部会長席に移動)

○片谷審議会会長 では、今、新たに選任されました両部会長から、一言ずつ御挨拶をお願いしたいと存じます。まず、町田第一部会長、お願いいたします。

○町田第一部会長 第一部会長という大役を仰せつかりました。部会で審議する多くの案件につきまして、部会の委員の皆様、また、事務局の皆様方のお力添えを賜りまして、取りまとめをしていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

私が余計なことを申し上げますけれども、私が前期第一部会長を務めさせていただいている間、何回か欠席をいたしまして、そのときに進行を町田部会長代理にお願いしてございまして、既に経験は豊富にお持ちでいらっしゃると思います。

続きまして、平手第二部会長、お願いいたします。

○平手第二部会長 第二部会長として、御指名いただきました平手でございます。

私がアセスメントに参画したのが多分4年前、2期前ですので、この場に座ってそのときに、今日新しい方が何人いらっしゃると思いますが、そのときに堅苦しい緊張感を覚えた経験があります。そこから始まって、こういうところに座らせていただくことになって、非常に感慨深いものがあります。

私は、第二部会で日影、風環境、景観を担当しておりますけれども、今回から大所高所の観点でお話をするということになるかと思えます。もともとは大変ふつつか者ですので、皆様の御協力がないと、多分会議が運営できないと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

また余計な事を申し上げますが、平手委員と私は大学1年生のときに同級でございました。そんなつながりがございますので、うまく連携してやっていけるのではないかと考えております。

続きまして、会長代理と部会長代理の指名に移りたいと存じます。

まず、会長代理でございますけれども、東京都環境影響評価条例の第73条に記載がござい

まして、会長が指名するということになっております。そういうことで私から指名をさせていただきますが、第一部会長をお願いしております町田委員に会長代理をお願いしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、町田委員に会長代理をお務めいただくことにさせていただきます。

次に、部会長代理の指名を行います。

部会長代理は、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱の第2条に記載がございまして、部会長が指名するということになっております。両部会長から、部会長代理の御指名をお願いいたします。

まず、第一部会長代理を町田部会長からお願いいたします。

○町田第一部会長 第一部会長代理のほうは、ぜひ小堀委員をお願いいたしたいと思いますが、よろしくどうぞお願いいたします。

○片谷審議会会長 町田部会長から、部会長代理に小堀委員の指名がありました。小堀委員、よろしゅうございましょうか。

お引き受けいただけますか、ありがとうございます。

第二部会長代理につきまして、平手第二部会長から指名をお願いいたします。

○平手第二部会長 第二部会につきましては、坂本委員に部会長代理をお願いしたいと思っております。本日御欠席なのですけれども、後日確認させていただければと思います。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

坂本委員が本日御欠席ですので、後日、直接確認の上で、最終確定ということにさせていただきます。この指名に沿って、よろしくお願いいたします。また、事務局から今日欠席されている委員の皆様には、部会所属、部会長名の記載された名簿の送付をお願いいたします。

以上で、各種の選任の手続を終了させていただきまして、次の議題に入りたいと存じます。

本日は、初めてこの審議会に所属される委員の方もいらっしゃると思いますが、総会というのは、両部会で審議された内容を最終的に確定させる場であるとともに、新たに発生した案件につきまして、諮問がこの審議会に対してされるという場でもあります。諮問されました案件は、第一、第二いずれかの部会に付託をさせていただいて、審議を開始していただくという手続がこの総会の主な役割になっております。その他、最終的な図書の受理報告とか、事後調査報告書、変更届等の提出があった場合には、その報告もこの総会でなされるという

ことですが、今日はその第1弾といたしまして、新たな案件の諮問が2件あると伺っております。

諮問案件につきまして、事務局から提案、説明をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、お手元の審議会の資料の資料3、資料4ということで、8ページ、9ページをご覧ください。各案件の諮問文となっております。続けて朗読をさせていただきたいと思っております。8ページ、資料3からでございます。

27環総政第209号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成27年5月28日

東京都知事 舛添要一

記

諮問第442号「（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画」環境影響評価書案

続きまして、9ページ資料4でございます。

27環総政第210号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成27年5月28日

東京都知事 舛添要一

## 記

諮問第443号「（仮称）東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」環境影響評価書案

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、諮問文を読み上げていただきました1件目「（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画」環境影響評価書案、2件目は「（仮称）東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」環境影響評価書案、いずれにつきましても、第二部会に付託をさせていただきたいと存じます。第二部会の皆様方は審議をよろしくお願いいたします。

ちょっと補足で申し上げますが、何となくこのところ第二部会の審議案件がやたらに多いという印象を受けまして、事務局に質問いたしましたところ、第一部会に付託されている案件で少し事業者側の対応がおくれて、審議が少し先送りされているものがたまたま集まっているという状況だそうございまして、第二部会だけに御負担をおかけして、第一部会が楽をするということでは決してないという説明でございましたので、多分今年度の後半ぐらいになりますと、今度は第一部会のほうに大分審議事項が集中してくることも予想されているということで、基本は均等に両部会に分けられているということだそうございまして、御了解のほどよろしくお願いいたします。

では、今、諮問されました案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、お手元にあります水色の冊子になりますが、こちらが「（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画」の環境影響評価書案になります。こちらの1ページをお開きください。

事業者の名称ですが、国土交通省、関東地方整備局。「対象事業の名称及び種類」ですけれども「（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画」。道路の新設でございます。

2ページ、表3-1「事業計画の概要」をご覧ください。延長が約2.5km、起点が10号その2埋立地、こちらが東京都江東区有明4丁目でございます。終点が中央防波堤内側埋立地でございます。

17ページの図6.2-1をご覧ください。図の真ん中よりちょっと上にあります□、こちらが起点ということで「10号その2埋立地」でございます。下のほうにあります■、こちらが終点と

いうことで「中央防波堤内側埋立地」でございます。

続きまして、18ページ、表6.2-1、19ページの図6.2-2を両方ご覧いただければと思います。構造別延長になりますが、トンネル構造が約1.9km、スリット構造が0.1km、掘割構造が0.5kmとなっております。道路の車線数ですが4車線、供用開始予定が平成32年を予定してございます。

19ページの図でございますが「平面図」と「縦断図」でございます。左側が起点になってございますが、起点から掘割構造が約230m、スリット構造が約40m、その後に開削トンネル構造が続きまして、こちらが約530mとなっております。その後、開削トンネルと沈埋トンネルの接続構造が約30m続きまして、沈埋トンネルが約1kmございます。その後、また接続部、開削トンネル構造、スリット構造、掘割構造ということで終点のほうに続いてございます。

お戻りいただいて、15ページをご覧ください。対象事業の目的でございます。国際戦略港湾・京浜港の一翼を担います東京港なのですが、首都圏4,000万人の人口を背後に擁しまして、国内各港と結ばれました国内輸送の拠点であるとともに、我が国最大の外貨コンテナ取扱量を誇る国際貿易港として、生活と経済活動を支える結節点としての役割を担ってございます。

東京港におきましては、平成18年3月に平成20年代後半を目標年次としまして「東京港第7次改訂港湾計画」が作成されてございます。こちらで東京港の国際競争力の強化とともに、物流・交流・環境・安全の4つの機能が融合した魅力ある港の実現を推進するという将来像が定められてございます。

東京港の外貨コンテナ取扱量ですけれども、これが年々増加してございます。平成20年7月の東京都港湾審議会の中で「将来を見据えた東京港及びその周辺の円滑な道路ネットワークの形成が喫緊の課題であり、第二航路海底トンネルへの交通の集中を回避するための南北道路軸の強化の検討が必要」という答申がなされてございます。

平成26年12月、昨年12月ですけれども、こちらで国際戦略港湾・京浜港の制定以降、東京港として初めてとなります「東京港第8次改訂港湾計画」が策定されてございます。この中で国際競争力の強化を推進するとしてございます。

このような背景を踏まえまして、新たな南北方向の計画道路を整備する必要があるというのが本事業でございます。

17ページの図をご覧ください。こちらは中央防波堤埋立地の南側にありますが、中央防波堤外側埋立地になります。その西側部分がその1になるのですが、こちらの大田区側のへりのところに、コンテナターミナルY1、Y2、Y3というのが今後できてくる予定になってござい

ます。Y1とY2は現在工事中、Y3につきましては、今年度第1回の総会で評価書への答申が出されておりました、今後事業化が進む予定となっております。

22ページ「(1) 施工工程」をご覧ください。「陸上工事」「海上工事」がこちらにございまして「陸上工事」としましては掘削構造、スリット構造、開削トンネル構造、接続部の構造の工事。海上部分としましては、沈埋トンネルの工事になります。いずれも準備工を平成28年4月から実施予定でございます。こちらにつきましては、約4ヶ年の工期を得まして、平成32年度に竣工予定でございます。

続きまして、53ページ「7. 環境影響評価の項目」をご覧ください。

選定した項目ですけれども、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物の10項目でございます。

選定した理由ですけれども、55ページの表7.1-2(1)から(3)に示すとおりでございます。55ページをご覧ください。「選定した項目及びその理由」でございます。「大気汚染」についてですが、工事の施行中における建設機械の稼働（陸上、海上）及び工事用車両の走行、並びに工事の完了後における自動車の走行に伴う排出ガスが、大気質に影響を及ぼすおそれがあるということで、項目として選定してございます。

「騒音・振動」も大気汚染と同様ですが、工事の施行中における建設機械の稼働（陸上）及び工事用車両の走行、並びに工事の完了後における自動車の走行に伴う騒音・振動が、生活環境に影響を及ぼすおそれがあるということで、項目として選定してございます。

「水質汚濁」についてですが、工事の施行中における建設機械の稼働（海上）になりますが、それに伴う濁り（SS）の発生が水質に影響を及ぼすということで、項目として選定してございます。

環境基準の中の健康項目についてですけれども、既存調査結果におきまして、全ての項目で環境基準を満たしているということで、予測対象項目として、選定してはございません。

また、浚渫工事に伴い、底質中の有害物質が拡散するおそれについてですけれども、既存調査結果によりますと、全ての測定地点で総水銀、ポリ塩化ビフェニルの暫定除去基準、また、ダイオキシン類の環境基準を満足しております。

また、工事の施工に伴って発生する建設発生土（浚渫土）については、工事の実施前に底質調査を実施し、受入先の受入基準や「海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律」によります水底土砂の判定基準及び「土壌の汚染に係る環境基準」の適用状況を確認し、法律に基づく適切な措置をとるということで、予測対象項目としては選定してございません。

続きまして、56ページをご覧ください。土壌汚染についてです。

工事の施行中におけます施設の建設に伴う建設発生土、建設汚泥により土壌汚染が生活環境に影響を及ぼすおそれがあるということで、項目として選定してございます。

また、工事の施工に先立ちまして「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づきまして、土地利用の履歴等の調査を実施いたします。その履歴調査の結果、土壌汚染のおそれがあると認められた場合には「東京都土壌汚染対策指針」に基づきまして、適切な対策をとることとしてございます。

「水循環」についてですが、工事の施行中におけます施設の建設並びに工事の完了後における施設の存在に伴う地下水の水位、流動変化が水環境に影響を及ぼすおそれがあるということで、項目として選定してございます。

「生物・生態系」についてですけれども、工事の施行中における建設機械の稼働（陸上）及び工事用車両の走行に伴う排出ガス、騒音・振動、建設機械の稼働（海上）に伴う濁水並びに工事の完了後における自動車の走行に伴う排出ガス、騒音・振動、こちらが生物・生態系に影響を及ぼすおそれがあるということで、項目として選定してございます。

その他の項目については、56ページから57ページに記載のとおりでございます。概要については以上でございます。

続きまして、お手元にあります紫色の冊子、こちらは「（仮称）東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」の環境影響評価書案でございます。こちらにつきまして、引き続き説明させていただきたいと思っております。

評価書案の1ページをご覧ください。事業者の名称ですが、こちらは東京都でございます。「対象事業の名称及び種類」ですが「（仮称）東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画」で、種別ですが「道路の新設」でございます。「表3-1 事業計画の概要」をご覧ください。延長が約1.6km、起点が中央防波堤内側埋立地、終点が中央防波堤外側埋立地でございます。

33ページをご覧ください。ちょっと飛びますけれども、赤い四角が起点でございます。こちらですが、先ほど御説明しました（仮称）東京港臨港道路南北線の終点と接続する形になってございます。起点から東京ゲートブリッジまでが中防内5号線、東京ゲートブリッジから直角に曲がる地点までが中防外5号線、直角に曲がってから終点までが中防外3号線でございます。終点ですが、先ほど説明しました国際海上コンテナターミナルの附属道路に接続するということでございます。



17ページ、18ページをご覧ください。道路の縦断図でございます。左側が起点、右側が終点でございます。起点から橋梁部が約0.9kmでございます。中防内側埋立地と中防外側埋立地を橋でつなぐ形になってございます。橋梁部の最高の高さですが、A.P. +約40mほどの高さでございます。橋梁部が終わりまして、平面部が約0.1km続きまして、Bのところは真っすぐになっておりますが、ここで直角に曲がる道路構造になってございます。Bのところ直角に曲がりまして、平面部の約0.6kmをつくりまして、終点に至るとい道路でございます。

続きまして、20ページをご覧ください。こちらが完成予想図です。北から俯瞰している図でございます。

続きまして、21ページ「(1) 施工工程」です。こちらの「橋梁部」と「平面部」ですが、まず橋梁部の下部工が平成28年度当初から始まりまして、上部工が平成28年度末から始まる。平面部につきまして、平成28年度当初から工事を行いまして、平成31年度にかけての4カ年の工事を予定してございます。こちらも供用予定が平成32年度でございます。事業の目的ですが、先ほどの（仮称）東京港臨港道路南北線と同じで、コンテナターミナルの整備に伴い、第二航路海底トンネルへの交通が集中することを回避するために整備するものでございます。

続きまして、39ページ「第7章 環境影響評価の項目」をご覧ください。

選定しました項目ですが、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、景観及び廃棄物の9項目でございます。

選定した理由は41ページ、表7.1-2の(1)から(2)のとおりでございます。「選定した項目及び理由」でございます。

まず「大気汚染」ですが、工事の施行中における建設機械の稼働（陸上、海上）及び工事用車両の走行並びに工事の完了後における自動車の走行に伴う排出ガスが、大気質に影響を及ぼすおそれがあるということで、項目として選定してございます。

「騒音・振動」も大気汚染と同様ですけれども、工事の施行中における建設機械の稼働（陸上）及び工事用車両の走行並びに工事の完了後における自動車の走行に伴う騒音・振動が、生活環境に影響を及ぼすおそれがあるということで、項目として選定してございます。

「水質汚濁」は、工事の施行中における建設機械の稼働（海上）に伴います濁り（SS）の発生が、水質汚濁に影響を及ぼすおそれがあるということで、項目として選定してございます。

先ほどの南北線と同様なのですけれども、有害物質につきましては、現地調査で発生していないということを確認してございますので、健康項目は項目として、対象としてござい

せん。

また、本事業の掘削範囲内に廃棄物を含む範囲が存在するのですが、工事の施工に先立ちまして「土壤汚染対策法」等に基づきまして、適切な措置を講ずることにより、有害物質の拡散はないと考えてございます。

さらに、底質の現地調査の結果、有害物質は環境基準を下回っているということから、底質中の有害物質についても、予測の対象として選定してございません。

続きまして42ページをご覧ください。「土壤汚染」についてです。工事の施行中における施設の建設に伴い発生する建設発生土、浚渫土によります土壤汚染が生活環境に影響を及ぼすおそれがあるということで、選定してございます。

続きまして「水循環」で、工事の施行中における施設の建設による地下水の変化、工事の完了後における地下構造物の存在が水循環に影響を及ぼすおそれがあるということで、項目として選定してございます。

「生物・生態系」ですが、工事の施行中における建設機械の稼働（陸上）及び工事用車両の走行に伴います排出ガス、騒音、振動、建設機械の稼働（海上）に伴う濁水、工事の完了後における自動車の走行に伴います排出ガス、騒音、振動が生物・生態系に影響を及ぼすおそれがあるということで、項目として選定してございます。

その他の項目につきましては、表7.1-2の（2）に記載のとおりでございます。

概要の説明については以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

本日は諮問と案件の概要の説明だけございまして、具体的な審議は今後第二部会でやっていただくこととなりますが、何か今日の時点で、疑問に感じられたことなどがありましたら、御質問いただいて結構でございますけれども、どなたか何か、御質問がありましたら御発言ください。よろしゅうございますか。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 初めてなので、変な質問かもしれないのですがけれども、まず水質汚濁のところSSの話が出たのですけれども、このSSの由来というのは、底質のSSを巻き上げるおそれがあるという理解でよろしいのでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 浚渫工事を行いますので、底質の巻き上げ等を考えてございます。

○齋藤委員 そうすると、それに伴って、当然底質は恐らく溶存酸素濃度が少ない状態であ

ったり、もしくは、場合によっては硫化水素が出ていることもあるかと思うのですが、その影響については、今回は配慮しなくてもいいのではないかという御見解なのでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 東京港につきましては、もう通年で底質の部分で低酸素状態が続いているという状況でございますので、今回はその部分については考慮していないということでございます。

○齋藤委員 それが上がってくるのだけれども、考慮しなくていいのではないかという水質に与える影響は気にしないことになるのですか。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。

○齋藤委員 分かりました。

○片谷審議会会長 ほかに何か、御質問ありますか。

今までは、この諮問の説明のときは、質疑の時間はとっていなかったと記憶しているのですが、これは私の独断で、特に第二部会所属の方はこれから審議でたくさん質問ができるのですが、第一部会所属の方は、次の総会に結論が上がってくるまで質問する機会はないので、ここで質問しておいていただくのが一番有効かと思えます。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 恐らく第二部会のほうで、きっちりやっていただくのだと思うのですが、この湾岸のところの道路ですけれども、コンテナをすごく運びますし、非常に大型車両が多いところだと思うのです。自動車からの発生源を考えると大型車両ですとか、重量がすごく重くなると非常にその発生量が増えますので、そのところを気にしていただけないかなと思っております。

○佐藤アセスメント担当課長 当然ここは、ましてコンテナターミナルに接続するところですので、コンテナが多くなるということで、大型車両についての影響というのは特に考慮してございます。

○片谷審議会会長 大型車混入率と排出係数の設定で、既に幾つかこの近隣の案件が動いていますので、そこでも考慮はされていますが、実際、今供用されている海底トンネルなどはもう始終渋滞が起こっていて、それを改善するための2本目のルートということなのですが、当然大型車混入率が高いし、渋滞していて排出係数は高いという状況なので、それを十分に反映させたアセスである必要があるということで、これは第二部会できっちり審議をしていただくようお願いいたします。ほか、よろしいでしょうか。

では、特に御発言がありませんので、諮問案件についてはこれで終わります。

「その他」として、事務局が何か用意されている審議事項はありませんか。

○宇山アセスメント担当課長　ございません。

○片谷審議会会長　何か委員の皆様からこの際ということで、御発言があれば承りますが、よろしゅうございましょうか。

特に御発言がございませんので、本日の審議会の審議はこれにて終了させていただきます。  
どうも御協力ありがとうございました。

(午前11時57分閉会)